

災害共済給付制度とは？

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは、学校の管理下でケガ等をした時に、その医療費や障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度です。

日本スポーツ振興センター法に基づく国の公的制度的ため、低い掛金で厚い給付が行われます。

給付される場合

次の(1)～(3)の条件にすべてあてはまること。

- (1) 学校（幼稚園）の管理下で発生したケガ等であること。
- (2) 医療保険が適用される治療であること。
- (3) 医療費の総額が5,000円以上かかったとき。

（健康保険の適用により、医療機関の窓口で支払う額が1,500円以上かかったとき）

学校（幼稚園）の管理下とは

- ・ 授業中（保育中）及び休憩時間中
- ・ 学校の教育課程に基づく課外指導中（遠足、中学校における部活動など）
- ・ 通常の経路による登下校中、等

給付金の種類

- (1) 医療費 総医療費の4割（自己負担分3割＋総医療費の1割）が給付されます（※ただし、高額療養の場合は計算方法が異なります）。
- (2) 障がい見舞金 ケガ等が治った後、残った障害に応じて3,770万円～82万円が給付されます。通学（園）中の災害は、半額になります。
- (3) 死亡見舞金 学校（幼稚園）の管理下における事故で死亡した場合に2,800万円が給付されます。通学（園）中又は突然死の場合は、半額になることがあります。

◎北谷町こども医療費助成制度では、医療費の自己負担分3割のみが給付されます。

障がい見舞金・死亡見舞金の給付はありません。

給付手続き

- (1) 学校・幼稚園から必要書類をお渡しします。
↓
- (2) 病院を受診し、自己負担分（3割）をお支払いください。
↓
- (3) 医療機関で書類を記入してもらい、学校・幼稚園に提出してください。
↓
- (4) 学校・幼稚園からの報告を受け、教育委員会から日本スポーツ振興センターへ医療費の請求を行います。
↓
- (5) 日本スポーツ振興センターの審査後、保護者へ給付がおこなわれます。

注意事項

- ・学校管理下でのケガの場合は、子ども医療費助成制度の医療証は使用しないでください。
- ・災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間です。
- ・以下の場合には給付の対象となりません。
 - (1) 初診から治ゆまでの医療費総額が5,000円未満(自己負担額1,500円未満)の場合。
 - (2) 差額ベッド代など、健康保険の適用を受けない治療の場合。
 - (3) 生活保護受給世帯の場合。(ただし、障害・死亡見舞金は給付されます。)
 - (4) 交通事故などの第三者の加害行為により、損害賠償を受ける場合。
- ・制度についての詳細は、日本スポーツ振興センターホームページをご覧ください。
日本スポーツ振興センター学校安全web：<http://www.jpnsport.go.jp/anken/>

お問い合わせ先 北谷町教育委員会 学校教育課 TEL 982-7705